

## 有馬地域における児童預かり事業 仕様書

### 1. 事業名

有馬地域における児童預かり事業

### 2. 事業目的

有馬地域は、神戸市内有数の観光地として国内外から多くの観光客が訪れる地域です。しかし近年、観光産業の担い手不足や子育て世代の流出といった観光地特有の地域課題が顕在化しており、特に土日祝日や長期休暇中における子どもの居場所づくりが求められています。

これらの課題解決に向け、有馬地域が子育て世帯に選ばれるとともに、観光業で働く保護者が安心して働ける環境を整えるため、旧有馬幼稚園舎を活用した児童預かり事業を、民間活力により実施するものです。

### 3. 事業内容

既存の公共施設（有馬小学校内旧有馬幼稚園園舎及び敷地）を活用した児童預かり事業を実施します。

なお、有馬地域では観光地という特性から、特に土曜・日曜・祝日や長期休暇での児童預かりのニーズが高く、それらの期間に行う事業とします。預かり対象者は神戸市立有馬小学校在籍児童又は保護者が神戸市北区有馬町在住若しくは在勤の児童とします。

### 4. 本市との役割分担

施設・設備の損傷に伴う修繕、運営に係る事故・損失等の責任及び費用負担等については別紙「リスク分担」に基づき協議のうえ決定する。

#### （1）本市の役割（経済観光局・北神区役所）

- ・事業実施拠点（有馬小学校内旧有馬幼稚園園舎及び敷地）の提供（北神区役所）
- ・本事業実施に際しての各関係機関等との調整のサポート（北神区役所）
- ・本事業の広報等のサポート（北神区役所）
- ・有馬地域について本市への寄附等があった場合の、本事業実施者（以下、事業者）への補助金の交付（経済観光局）
- ・本事業の立上げ期間（事業開始の日が属する年度から起算し 3 事業年度）においては、予算の成立を条件に、運営の安定化のための事業者への補助金を交付する。（経済観光局）

#### （2）事業者の役割

- ・利用者（本事業を利用する児童。以下同じ。）の保護者からの利用申込の受付及び利用者の保護者との利用契約の締結

- ・本事業を実施するうえで事前に必要となる準備業務（人員の確保、備品・消耗品の調達、プログラムの企画など）及び施設整備（事業実施拠点内部の改修など）、
- ・本事業の運営全般
- ・本事業実施に際して事故が発生した場合の対応
- ・上記一式にかかる費用負担

## 5. 事業の実施拠点等

### (1) 事業実施拠点

有馬小学校内旧有馬幼稚園園舎及び敷地（神戸市北区有馬町 1274） 別図のとおり

※本市として改修工事は予定していませんが、事業者が、本市の事前承認を得て、自らの費用負担において改修工事を行うことは可能とします（園舎の躯体に変更を加えるような改修工事は認めない）。

この場合、協定期間満了あるいは協定解除等により協定が終了した場合、市が提供した施設は原状回復の上、返還しなければならないものとし、改修工事により事業者が付加した部分等につき所有権を主張し、あるいは、有益費等の対価を請求することはできません。ただし、本市が協定終了時の形状を保持した状態で返還を認める場合はこの限りでないものとします。

※旧園舎及び敷地は有馬小学校の学校施設であり、平日を中心に、協定期間中も有馬小学校が使用します。したがって、事業者には、事業者決定後の詳細協議において、有馬小学校の通常使用に支障のない範囲として本市が許諾した範囲及び態様でのみ使用を認めます。

### (2) 事業実施日

土曜、日曜、祝日、長期休暇等の学校休業日のうち、事業者決定後の詳細協議において、決定します。

- ・想定実施日数：年間約 50 日程度（実施日数の下限規定は設けません）

※旧園舎及び敷地は学校施設ですので、有馬小学校の使用が優先します。本事業は、有馬小学校の通常使用に支障のない日程において実施します。

※事業の開始時期は 2026 年中を予定し、詳細は事業者決定後の協議により決定します。

## 6. 協定期間

協定締結日から 2030 年 3 月 31 日まで ※ただし、協議により更新可能とします。

## 7. 費用分担

### (1) 運営費等

事業者が、利用者の保護者との契約に基づき、対価を受領することを認めます。事

業開始時において必要となる図書・教材や備品等の購入費及び利用人数の定着化が図られるまでの運営の安定化への支援として、予算の成立を条件に事業開始の日が属する年度から起算し3事業年度において、各年度2,000千円を上限に、補助金を支出します。

※事業者が保護者から受領できる対価の額は、事業の継続的運営のために必要最小限度の額とし、事前に本市が承諾をした範囲に限ります。なお、一事業年度ごとに、前年度の収支状況等を鑑みて、本市が承諾をする範囲を決定するものとします（各事業年度は3月31日に終了するものとします）。

(2) 寄附等

有馬地域について本市への寄附等があった場合は、当該寄附等の趣旨に沿って支出することを条件として、事業者に対し、当該寄附等を原資とする補助金を交付することがあります。

(3) 光熱水費

事業者の負担とします。

※詳細は事業者決定後の詳細協議において、決定します。

(4) 保険料等

「9. 業務を行うにあたっての基本的事項(6) 保険への加入」に記載の各種保険のうち、「事業者の負担において加入してください」と記載している保険に関する保険料等は事業者の負担とします。

(5) その他の費用負担について

災害発生時等における対応や社会情勢の変化により特別な費用負担が発生した場合の基本的な考え方については、別紙「リスク分担」を参照してください。

8. 人員体制等

(1) 人員体制

事業者は事業実施日各日において、次の各号に掲げる預かり児童数に応じて、当該各号に掲げる人数のスタッフを配備しなければならないものとします。

(ア) 児童数19人以下の場合は2人以上

(イ) 同20人以上の場合は3人以上

(ウ) 同41人以上の場合は4人以上

(以降 同40人ごとに2名を追加する)

ただし、そのうち1人は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚労省令第63号)」第10条第3項第1号、第2号又は第4号に該当する者でなければならないものとします。

(2) 研修

事業者は、令和8年度神戸市「放課後児童支援員認定資格研修」の動画研修の聴講に

努めてください（2026 年 5 月頃案内予定）。

## 9. 業務を行うにあたっての基本的事項

### （１） 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、日本国憲法、地方自治法、個人情報の保護に関する法律、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例、神戸市情報セキュリティポリシー、その他関連法令を遵守してください。

### （２） 個人情報の保護

事業者は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た個人情報等を適切に保護する必要があります。別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守するとともに、協定締結時に「情報セキュリティ対策の実施状況報告書」を提出していただきます。

### （３） 守秘義務

事業者は、本事業の実施上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本事業の目的外に使用したりすることはできません。協定期間終了後も同様とします。

### （４） 委託等の制限

事業者は、本事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託等を行うことはできません。ただし、事前に本市の承認を受けた場合は、本事業の一部に限り、第三者に委託等を行うことができます。

### （５） 備品の取扱い

備品とは、その性質・形状を変えることなく、おおむね 1 年を超えて使用に耐えるもので取得価格が 50,000 円以上（消費税は除く）のものをいいます。

協定期間中に、本市の負担で購入等を行ったものは本市の所有となり、事業者の負担において購入等を行ったものは事業者の所有となります。

本市が提供する施設に協定締結日時点で配備されている備品類は、現状有姿にて事業者は無償で貸与します。配置されている備品類以外で、事業者が必要とするものは、事業者にて調達してください。なお、事業実施期間中の備品のメンテナンスや修理費用等は、原則、事業者の責任とします。

本市に帰属する備品について、修繕が必要な場合は速やかに本市に報告してください。

### （６） 保険への加入

本市が提供する施設に対する火災保険は本市が付保します。

施設内の事故等により、利用者等に損害が発生した場合、既存の施設そのものの不具合（事業者が自己の責任において改修工事により付加した部分を除く。）による場合は本市の責任になりますが、事業者が改修工事により付加した部分の不具合による場合や、施設（既存部分も含む）の管理不全による損害は事業者の責任になりますので、事業者の負担において損害賠償保険に加入してください。

また、事業者の負担において、利用者全員を対象とした普通傷害保険に加入してください。当該保険の内容は本市児童館における行事参加者への保険の内容を目安とします（死亡 80 万円、通院日額 800 円、入院日額 1,200 円、後遺障害見舞金 80 万円）。

（７） 事業継続が困難になった場合の措置

本市は、事業者の責めに帰すべき理由により、本事業を継続するのが困難であると判断したときは、協定を解除します。この場合、本市に生じた損害は事業者が賠償するものとします。

不可抗力等、本市、事業者のいずれの責めにも帰さない理由により、本事業を継続するのが困難となったときは、別紙「リスク分担」に基づき今後の対応及び費用の負担について協議するものとします。

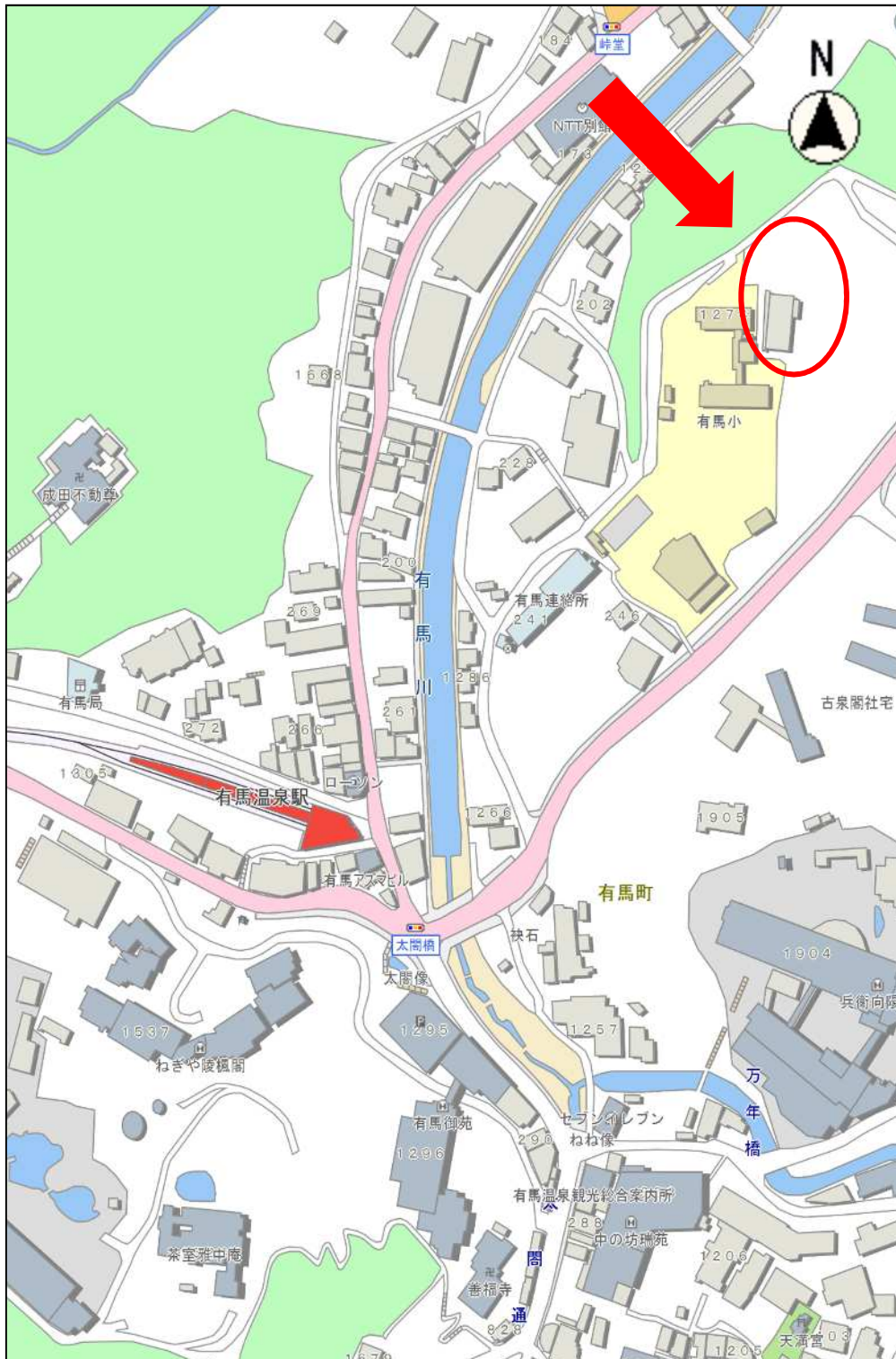
１０． 運営に関するモニタリング

提案に即して本市と細目協議の上決定した事業計画の適正な履行を確保するため、事業者は、運営や経理の状況に関し、本市へ定期的に報告を行うものとします。特に、以下の報告は必須とします。

| 報告書類等          | 記載・報告内容                                                                                                            |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業計画書<br>収支計画書 | 当該年度の５月末までに事業計画書・収支計画書を提出すること。                                                                                     |
| 事業報告書          | 一事業年度が終了するごとに施設の管理運営業務について次の事項を記載の上、神戸市が指定する期日までに、当該終了年度の事業内容を報告すること。<br>・実施状況及び利用状況<br>・経費の収支状況<br>・公募時の提案内容の達成状況 |
| 事故報告書          | 本件事業に関して事故が発生した場合は、直ちに神戸市へ報告を行い（神戸市の閉庁日を問わない）、追って事故報告書を提出すること。                                                     |

また、本市は、適宜、事業者に対し追加の報告を求め、又は実地調査を行い、必要な場合は指示、是正勧告等を行うものとします。なお、是正勧告等によっても当該勧告した事項に改善が見られない場合は、協定期間中であっても協定を解除する場合があります。

別図



リスク分担

| 項 目             |                                        | リスク分担 |     |
|-----------------|----------------------------------------|-------|-----|
|                 |                                        | 市     | 事業者 |
| 法令等の変更          |                                        | 協議による |     |
| 物価・金利の変動        |                                        |       | ○   |
| 需要の変動           |                                        |       | ○   |
| 事故発生（情報漏えい等を含む） | 事故発生時の初期対応                             |       | ○   |
|                 | 児童の怪我等のうち、事業者の責めに帰すべき事由があるもの           |       | ○   |
|                 | 児童間の事故等のうち、事業者の責めに帰すべき事由があるもの          |       | ○   |
|                 | その他事業者の責めに帰すべき事由によるもの                  |       | ○   |
|                 | 協定締結時点で既存の施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの          | ○     |     |
|                 | 上記以外の理由によるもの                           | 協議による |     |
| 施設・設備の損傷        | 事業者の故意・過失によるもの                         |       | ○   |
|                 | 協定締結時点における既存の施設・設備の構造上の原因によるもの         | ○     |     |
|                 | 上記以外の理由によるもの                           | 協議による |     |
| 施設・設備の経年劣化      | 事業者が改修工事において付加した部分の経年劣化                |       | ○   |
|                 | 協定締結時点で既存の施設・設備の経年劣化                   | 協議による |     |
| 備品の損傷           | 事業者が設置した備品の損傷                          |       | ○   |
|                 | 協定締結時点で既存の備品の損傷のうち、事業者の責めに帰すべき事由によるもの  |       | ○   |
|                 | 協定締結時点で既存の備品の損傷のうち、上記以外のもの             | 協議による |     |
| 備品の経年劣化         | 事業者が設置した備品の経年劣化                        |       | ○   |
|                 | 協定締結時点で既存の備品の経年劣化                      | 協議による |     |
| 周辺地域・住民・利用者への対応 | 事業及び協定に関する苦情・要望等の対応                    | ○     |     |
|                 | 事業運営に関する苦情・要望等の対応                      |       | ○   |
|                 | 上記以外のものに関する苦情・要望等の対応                   | 協議による |     |
| 第三者への賠償         | 事業者の業務により又は事業者が改修工事により付加等した設備等により損害を与え |       | ○   |

|                                                                                  |                                        |       |   |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------|---|
|                                                                                  | た場合                                    |       |   |
|                                                                                  | 協定締結時点における既存の施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合 | ○     |   |
|                                                                                  | 事業者の責めに帰すべき事由によるもの                     |       | ○ |
|                                                                                  | 上記以外の理由で損害を与えた場合                       | 協議による |   |
| 事業の中止、変更、延期                                                                      | 事業者の責めに帰すべき事由によるもの                     |       | ○ |
|                                                                                  | 市の責めに帰すべき事由によるもの                       | ○     |   |
| 上記に定めるもののほか不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災その他の市又は事業者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク | 発生時の初期対応                               |       | ○ |
|                                                                                  | 施設・設備・物品の復旧費用（ただし、協定締結日時点で市の所有するものに限る） | ○     |   |
|                                                                                  | 施設・設備・物品の復旧費用（ただし、協定締結日時点で市の所有するものを除く） |       | ○ |
|                                                                                  | 事業の中止、変更、延期等に伴う費用                      |       | ○ |